

入札監理小委員会における審議結果報告 「労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の 設置・運営による労働基準法等の情報発信事業」

厚生労働省の「労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

（１）事業の概要

○ 事業概要

労働基準関係法令等の幅広い周知を行うための情報発信事業として、労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営、コンテンツ・サービスの更新・拡充、ポスター・リーフレット等の作成等による周知広報を行う。

○ 事業期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日までの 1 年間（第 2 期）

※第 1 期（令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日まで）の事業評価は未実施。

○ 事業目的

労働基準関係法令の履行を確保するためには、労働基準監督官による監督指導において法違反を是正させる取組を行うだけではなく、事業主・労務管理担当者（以下「事業者」という。）及び労働者・学生等（以下「労働者」という。）に対する労働基準関係法令の幅広い周知が重要である。

このため、本事業においては、労働者向けに、法令・制度、相談機関の紹介や、労働条件に関する学習コンテンツの提供等を行うとともに、新規起業事業場を含めた事業者向けに、法令・制度の紹介のほか、WEB 上で労務管理等のポイントについて診断を受けられるサービスや、3 6 協定届・1 年単位の変形労働時間制に関する協定届・就業規則の作成・届出を支援するサービスの提供等を行うための労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」を設置・運営することにより、インターネットを活用した労働条件に関する情報発信を行うことを目的とする。

（２）選定の経緯

競争性に課題があることから令和 5 年度の選定過程においてヒアリング対象候補事業とされた後、公共サービス改革基本方針（令和 6 年 6 月 2 5 日閣議決定）別表において、新規事業として選定された。

2. 競争性改善のために実施した取組

○民間事業者の入札参加促進のための取組

- ・事業者からのアンケート結果を参考に、公示期間を延長して 60 日以上確保する(資料 2-2 8/50 の(1))。
- ・入札参加資格の緩和として、求められる類似事業の実績内容を明確化する(資料 2-2 7/50 の(9))。

○第 2 期に新たに実施した取組

- ・既存コンテンツ等の拡充について、参入障壁の除外のために拡充はせず、コンテンツ・サービスの確認・更新・保守のみとする(資料 2-2 38/50 の(3)(5))。
- ・周知広報の見直しとして、リーフレット等にタレント等を使用する場合、「特に 20 代、30 代に対して広報効果の高いもの」という条件としていたが、年代の限定をなくし「広報効果の高いもの」とする(資料 2-2 39/50 のイ)。
- ・監修者の選任要件の緩和として、労働基準関係法令等に精通している者等を監修者として 3 名以上の選任としていたが、2 名以上に人数を削減する(資料 2-2 45/50 の 1 の(2))。

3. 実施要項案の審議結果について【論点 1】

【論点 1】

表「従来の実施に要した人員」に記載の人数が、配置人数と延べ人数のどちらか不明である。次ページに「いずれの社員も他の事業との兼務」の記載もあるが、資料のレイアウトも含めて記載内容を見直しが必要ではないか(資料 2-2 49/50 の 2)。

【対応 1】

表の単位を「人」から「配置人数」に変更するとともに、「従来の実施に要した人員」の表の注記事項に「他の事業と兼務している社員等についても 1 人としてカウントしている」と記載し、他事業と兼務していることが伝わるように記載する。また、配置人数については、常時 3 つ程度の業務に従事していたため、実質人工数は配置人員の 3 分の 1 程度と見込まれるとの情報を、入札資料受領者に提供していく予定。

【論点 2】

「サーバの設置場所は国内とすること。」とあるが、必要であればバックアップについても同様に記載が必要ではないか(資料 2-2 26/50 の(2)のウ)。

【対応 2】

バックアップサーバについても国内とするよう記載を追記。

【論点 3】

価格点について、技術点 200 点、価格点 100 点の配分の中で、例えば価格が予定価格の 70% とすると 30 点となる。

この場合に技術点が 100 点以上となると、価格点の比重が 3 割以下となるが、その点を想定の上でこの算式を用いているのか。価格点が低すぎるのではないか(資料 2-2 11/50 の(3))。

【対応 3】

本事業は、時間外労働・休日労働に関する協定届等の法令に基づく届出を、電子で行うシステムの運営を行うことや、労働者及び使用者が掲載されたコンテンツにより労働基準関係法令に関する正しい知識を得てもらうものであり、事業において、システムの安定稼働や適切な個人情報管理、学習コンテンツや広告などの専門的知識・経験を要することから、適切な業務遂行のため技術点を多く配点している。

【論点 4】

本件の事業の規模が大きいため、新規参入事業者からすると、単年度契約では1年目に応札できても、2年目に応札できない可能性があり、入札参加は難しいのではないかと。そのため今後の課題として複数年度契約を検討してはいかがかと（資料 2-2 6/50 の 3）。

【対応 4】

厚生労働省において検討をしていくこととする。

4. パブリック・コメントの対応について

令和7年8月7日から8月22日までパブリック・コメントを行い、3者から6件の意見が寄せられ、要件定義の訂正（1件）を行った。